

小松市道路・公園照明灯L E D化事業業務

募集要項

令和5年6月

小松市

目 次

1. 業務の趣旨	1
2. 業務の概要	1
3. 事業者の行う業務内容	2
4. 応募条件	5
5. 応募に関する留意事項	7
6. E S C O事業実施に関する事項	7
7. E S C O事業者選定の流れ	1 1
8. E S C O事業全体スケジュール（予定）	1 2
9. E S C O提案募集の手続き	1 3
10. 配布資料	1 6
11. E S C O提案書における提示条件	1 6
12. E S C O提案提出書類・作成要領	1 7
13. 審査及び審査結果の通知	1 9
14. 契約に関する事項	2 1
15. 工事の仕様	2 2
16. 工事の計画	2 2
17. 灯具の仕様	2 2
18. E S C O設備管理用地図データの仕様	2 4

1. 業務の趣旨

小松市（以下「本市」という。）では、令和3年8月に2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

令和4年度末現在、本市が維持管理する道路灯が956基、公園灯が549基あり、これらの維持管理費は本市が全額負担している。なお、現在の道路灯・公園灯を全てLED化するには多額の費用負担が生じるため、令和4年度末でのLED化率は全体の約14%となっている。

本市としては、電気料や修繕料に係る財政負担、環境負荷の軽減を図るとともに、平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀灯ランプの製造及び輸出入が令和3年から禁止となったことから、LED灯への交換を早急に進める必要がある。

そこで、本市では設計・施工、維持管理等において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入し、短期間に本市が維持管理する既設道路灯・公園灯を一斉にLED化する事業を行う業務（以下「本業務」という。）を実施することとした。

本業務は、以上の目的に合致する民間事業者から一括して提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下「受託候補者」という。）は、本市と業務委託契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は本業務に係る委託契約を締結し、本業務を実施するものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

小松市道路・公園照明灯LED化事業業務

(2) 契約者

小松市

(3) 履行場所

小松市内一円

(4) 業務対象数（デザイン灯を含む）

既存道路灯・公園灯（うちLED化するもの：道路灯787灯 公園灯506灯）

〈内訳〉

	LED灯	その他（水銀灯等）	合計
道路灯	169	787	956
公園灯	43	506	549
合計	212	1,293	1,505

※詳細は、既設道照明灯の光源及び灯数（別紙1）参照

(5) 契約方式

ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約

※省エネルギー改修に係る初期投資を自治体が行い、自治体は実現する電気料等の削減分を投資回収の原資とし、一部をE S C Oサービスに対する報酬としてE S C O事業者に支払う契約。

(6) 契約期間

契約締結日から令和16年3月31日まで

（E S C Oサービス期間：令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

※施工・電力申請は令和6年3月15日までにすべて完了することとするが、随時、まとまった数で電力申請を行うもの。

(7) 事業費限度額

金 176,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ア 令和5年度支払額【初期投資費】

金 118,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

イ 令和6年度以降の支払額【E S C Oサービス料】

金 57,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※税制度の変更及び業務対象数と現地調査結果に大きく乖離があった場合は、本市と協議を行うものとする。

3. 事業者の行う業務内容

事業者は、現在の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第5条第2項第3号に規定される省エネルギー改修事業（以下「E S C O事業」という。）として、自ら行った提案（以下「E S C O提案」という。）を基に契約（以下「E S C O契約」という。）を締結する。E S C O契約期間内においては、募集の要旨の目的達成のため整備する道路灯及び公園灯（以下「E S C O設備」という。）を、善良なる注意義務をもって、以下の各種サービス（以下「E S C Oサービス」という。）を提供するものとする。

事業者の行う業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 現地調査

ア 既設道路灯・公園灯の位置調査

※所在地、引込柱、管理番号など設備管理上必要となる各種情報の調査

※L E D化済みも含む。

イ 既設道路灯・公園灯の設備調査

※灯具の種類、ワット数、ランプの種類、引込方法（単独、分電盤）、アダプターの有無等

ウ 既設道路灯・公園灯の専用柱、電柱共架アームの劣化判定

※老朽化と判定された場合は、対応について本市と協議する。

(2) 電力契約の照合・申込み

- ア 電力会社との緊密な連携による道路灯・公園灯に係る電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合
 - イ 電力契約と道路灯・公園灯との相違の把握・整合
 - ※設備があつて電力契約がないもの、若しくは電力契約があつて設備がないもの、電力契約があつて設備内容が違うものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。
 - ウ LED化に伴う契約変更の申込み及び前号イで把握した相違に関わる新設又は減設及び変更申込み
 - エ 電力契約の突合調査結果及び新設又は減設申込み完了報告書の提出
- (3) ESCO設備管理用地図データの作成・更新
- ア 地図情報システム（以下「GIS」という。）への登録を前提として、日本測地系若しくは世界測地系データに基づくデジタルマップに、前項（1）から（2）までの現地調査や照合の結果を反映させた管理用地図データの作成
 - イ ESCO契約期間中におけるデータ（地図及び台帳）の定期的更新作業
- (4) ESCO設備管理プレートの設置
- ア 前項（3）アにより作成するデータをもとに、管理番号を表記したプレートを設置するものとし、その他の記載内容については別途協議を行う。
 - イ 使用するプレートは、ステッカー等でも構わないが、紫外線などによる耐候性能を有しているものとする。
 - ウ プレートの刻字は、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。また、プレートの設置位置については、樹木等の周辺状況を勘案し、見やすい位置とすること。
- (5) ESCO設備の改修に係る計画・施工及び施工管理
- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本業務のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
 - イ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
 - ウ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
- (6) 既設設備の撤去・リサイクル並びに廃棄処分
- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工及び施工管理を実施する。
 - イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、専用柱、電柱共架アーム、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から、リサイクルの具体的な方法について撤去品を項目ごとに報告すること。
- (7) ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ア 事業者は、本市からの修繕依頼に基づき、ESCO設備の調査・修繕を行う。
 - イ 新設・移管により新規追加される道路灯・公園灯についても、GISデータへの登録を行うなど維持管理を行う。

- ウ 事業者は、E S C O設備に関する本市からの連絡(新設・撤去・移設などの結果について)を受付け、G I Sデータを更新する。また、前号ア、イについても同様とする。
- エ 事業者は、本市または住民からの連絡受付のための専用窓口を設置し、E S C O設備の修繕依頼を受付けること。なお、修繕については依頼を受けた日から起算して原則3営業日以内に実施するものとするが、積雪時などで修繕することが困難な場合は本市と協議すること。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合(倒壊した専用柱が道路または公園を塞いでいる場合等)は、速やかに本市に報告するとともに応急的な対応作業を実施するものとする。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は本市が負担することとする。
- オ 事業者が費用を負担する場合は次のとおりとする。
- (ア) E S C O設備の製品としての不具合によるもの
 - (イ) E S C O設備導入時の施工不良による故障
 - (ウ) E S C Oサービス期間中の事業者による施工不良による故障又は破損
 - (エ) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、悪戯、破壊行為、台風等による洪水、高潮、水害、土砂崩れ、電氣的又は機械的故障など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた障害
- カ 本市が費用を負担する場合は次のとおりとする。
- (ア) 清掃、近接樹木の伐採、除雪など、本市又は本市の依頼作業による作業者の責にて発生した損害
 - (イ) 車両等の接触や衝突にて生じた損害
 - (ウ) 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
 - (エ) 戦争、暴動、変乱による損害
 - (オ) その他、上記オ以外で事業者の責に因らない損害
- なお、事業者はE S C O設備の修繕の実施結果及びE S C O設備の維持管理状況を毎月データにて報告を行い、四半期ごとに打合せを行うこととする。本市は、維持管理が計画的でなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。
- (8) 省エネルギー量の計測・検証
- ア 事業者は、E S C O提案により示した電気料金等削減額及び削減補償額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を本市に提示し、E S C O契約期間中において、E S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。
 - イ 事業者は、前号アの検証の結果並びに修理・交換等の記録を毎年本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。
- (9) 契約終了後のE S C O設備の所有権の帰属
- 令和6年4月末の事業者への初期投資費支払いをもって、E S C O設備の所有権は本市に帰属するものとする。
- (10) 設備の更新等
- ア 既設道路灯において、電柱添架されている照明灯を移設する必要があることもあるの

で、電柱管理者等から要請があった場合は、期限内に対応すること。なお、10年間で36回の移設を見込むものとする。

イ 老朽化している既設道路灯・公園灯の照明柱については、LED化工事期間中に併せて更新を見込むものとする。提案時における改修費の算出には、既存基礎を活用することとし、道路照明用ポール（1灯用標準ポール、直線形、8m用、ベース式露出型、亜鉛メッキ後指定色塗装）10基を見込むものとする。

ウ 道路灯・公園灯の移管に伴う灯具登録費を見込むものとする。

(11) その他

ア 既設道路灯・公園灯の調査及びLED化工事が予定の工期内に完了が見込めない事象が発生した場合には、本市と協議するものとする。

イ 既設の特殊な形状のデザイン灯等についても、LED灯具に交換すること。

4. 応募条件

(1) 応募要件

ア 応募者は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業又は共同企業体(以下「グループ」という。)とする。

イ グループで応募する際は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、遂行の責を負うものとする。

ウ グループで応募する際は、応募者の事業役割、施工役割、維持管理役割、その他役割の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 事業役割を担う者は、自治体の所有する道路灯・公園灯などのESCO事業又はリース事業等での請負実績が1事業あたり1,000基以上の実績を有していること。

※実績については、完成引渡が完了しているものを指し、グループの場合は構成員のうち1者がその実績を有していれば良い。

オ 調査・施工・電力申請が令和6年3月15日までにすべて完了できること。

カ グループの代表者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き、及び契約等に係る諸手続きを行うものとする。

キ 応募者は、環境関連法令を遵守しなければならない。

ク 調査・施工・維持管理については、市内工事業者を活用し、本業務における地域経済への波及効果を図ること。また、市内工事業者を活用したことを本市が確認できる記録(工事発注書等)を保管すること。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を分担するものとする。

(ア)事業役割 本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負う。

(イ)施工役割 施工に関する業務を全て実施する。

(ウ)維持管理役割 契約期間中における E S C O 設備の維持管理を行う。

(エ)その他役割 上記 (ア) から (ウ) 以外の設計、E S C O 設備供給、設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

イ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書 (任意形式) を、別途本市に提出すること。なお、その合意書には事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格要件

応募者 (グループの場合は (2) アに規定される役割を分担する全ての構成員) は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

ア 小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱 (平成 26 年 12 月 1 日施行) の規定に基づき、小松市一般業務競争入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に登録 (業種は不問) されている者であること。なお、新規登録を希望する場合は、公表日から参加申込書の提出期限までの間に、小松市一般業務競争入札参加資格審査申請書を本市管財課に申請し、受理されていること。

イ 公表日から受託候補者特定の日までの間において、小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領 (平成 27 年 7 月 1 日施行) による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

ウ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。

エ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立てをしている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 255 号) に基づく再生手続開始の申し立てをしている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

カ 役員 (役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

キ 参加申込み時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

(ア) 親会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 4 号の親会社をいう。

以下同じ。) と子会社 (会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。) の関係 (個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

(イ) 親会社 (個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。) を同じくする子会社同士の関係。

- (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。
- (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係。
- ク 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

5. 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市からの提供書類の取扱い
本市が提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (3) 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。
- (4) 応募者の複数提案の禁止
応募者は一つの提案しか行うことができない。
- (5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (6) 構成員の変更の禁止
応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (7) 提出書類の変更の禁止
応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- (8) 虚偽の記載の禁止
参加申込書又はE S C O提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又はE S C O提案書を無効にする。

6. E S C O事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市とE S C O事業者の両方で誠意をもって協議することとする。
- (2) E S C O契約期間中の事業者と本市との関わり

E S C O 事業は、事業者の責により遂行され、本市はE S C O契約書に定められた方法により、業務実績状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

E S C O 提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担し、事前に協議すること。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に因らない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでE S C O提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

受託候補者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) E S C O 提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、受託候補者の責により契約できない場合は、本市は受託候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

(イ) 指示により業務が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約締結後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	E S C O 提案の低減が達成できない場合 (本業務の提案が達成できない場合)		○
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対によるもの	協議	
		事業に必要な許可等のうち事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○
		本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
事業者の業務放棄、破綻によるもの			○	
本市の業務放棄、破綻によるもの	○			
保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○	
計画 ・ 設計 段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関する事	○	
予定した補助金等が獲得できない		○		
建設 段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (建設費に対して影響のあるもののみ対象とする)	協議	
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がない場合の業務未遂行	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合(施工不良含む)		○	
一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	

		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
支払 関連	支払遅延・不能	本市の責よる、支払いの遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持 管理 関連	設計変更	用途の変更等、本市の責による業務内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がない場合の業務未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	E S C O 設備の 損傷	本市の過失又は本市の施設に起因する E S C O 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する E S C O 設備の損傷		○
	本市の施設の損 傷	事業者の故意・過失、又は E S C O 設備に起因する本市の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外その他の起因による本市の施設・設備の損傷	○	
	契約不適合	E S C O 設備に関する契約不適合責任		○
不可抗力	3. 事業者の行う業務内容(7) E S C O 設備の維持管理・保証(無償修繕等)オによる		○	
	3. 事業者の行う業務内容(7) E S C O 設備の維持管理・保証(無償修繕等)カによる	○		
計測 検証	設備の不良	E S C O 設備が所定の性能を達しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告の疑義		○
		計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの 調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
気候の大幅な変動による、当初の機器仕様の動作温度を超え、ESCO 設備が所定の性能を達しない場合		○		
上記以外の変動要因の場合		協議		
保証 関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○

7. E S C O事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本E S C O提案募集への応募者は、「4. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加申込した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

小松市道路・公園照明灯L E D化事業業務に係るプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は受託候補者となり、電気料金等削減の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

受託候補者は本市と協議を行い、協議が整えばE S C O契約を締結し契約事業者となる。受託候補者と協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については受託候補者の負担とする。

(6) 事務局

本E S C O提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：小松市都市創造部道路課

所在地：〒923-8650 小松市小馬出町91番地

電話：0761-24-8088

FAX：0761-23-6403

メール：road-ka-b@city.komatsu.lg.jp

8. ESCO 事業全体スケジュール（予定）

(1) ESCO事業者は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要項の公表（小松市 HP にて掲載）	令和 5 年 6 月 1 9 日（月）
②	募集要項に関する質問の受付	令和 5 年 6 月 1 9 日（月）から 令和 5 年 6 月 2 6 日（月）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
③	質疑回答	令和 5 年 6 月 3 0 日（金）
④	参加申込書及び資格確認書類の受付	令和 5 年 7 月 7 日（金）から 令和 5 年 7 月 1 3 日（木）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
⑤	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和 5 年 7 月 2 0 日（木）
⑥	提案書の受付	令和 5 年 7 月 2 0 日（木）から 令和 5 年 7 月 3 1 日（月）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
⑦	プロポーザル審査委員会	令和 5 年 8 月 1 8 日（金）
⑧	選考結果通知、受託候補者の決定	令和 5 年 8 月 2 1 日（月）
⑨	詳細協議、事業計画書の作成	令和 5 年 8 月 2 1 日（月）から 令和 5 年 9 月 1 日（金）まで
⑩	契約締結	令和 5 年 9 月 4 日（月）
⑪	現地調査	令和 5 年 9 月 中旬 から 令和 5 年 1 1 月 中旬 まで
⑫	施工・電力申請	令和 6 年 3 月 1 5 日（金）まで
⑬	変更契約締結	令和 6 年 3 月 上旬
⑭	施工完了報告	令和 6 年 3 月 1 9 日（火）
⑮	ESCO サービス開始	令和 6 年 4 月 1 日（月）から

9. E S C O提案募集の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

(2) 募集要項に対する質問受付・回答

本要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。（電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。）質問1件につき1枚提出（送信）すること。なお、メール送信の際は、件名を「小松市道路・公園照明灯LED化事業業務質問書」と記載し、メール送信後電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期間

令和5年6月19日（月）から

令和5年6月26日（月）まで ※必着

ウ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年6月30日（金）に本市ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加申込書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和5年7月7日（金）から 令和5年7月13日（木）まで

イ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

ウ 受付場所

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部道路課(2F)

エ 参加申込時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を付した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを4部（正1部、副3部）提出すること。

(ア) 参加申込書（様式第2号）

企業名又はグループの代表企業名にて参加申込書を提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第3号）

グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(オ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を、各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(カ) 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の次に掲げる書類を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書

(キ) 会社概要（様式第4号の1から第4号の4）

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- ・設立年、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、年間売上金額、営業所一覧等（様式第4号の1）
- ・企業状況表（様式第4号の2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- ・各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

(ク) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお写しでも可とする。ただし、担当業務内容により審査を受ける必要がない場合は、その旨を明示すること。

(ケ) E S C O等関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- ・業務名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者：発注者名を記入すること。
- ・受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
- ・契約金額：消費税等相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
- ・契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ・契約期間：契約の始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要：用途、構造・規模数量等、改修工事完了年月を記入すること。
- ・主な契約内容：対象機器、全体の省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス、シェアード・セイビングス、リースの別）保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

(コ) 有資格者免許証の写し

施工役割を担う会社の有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(サ) 監理技術者資格者証の写し

施工役割を担う会社における監理技術者資格者証(表・裏)の写しを提出すること。

(シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第6号の1)並びに役員等氏名一覧表(様式第6号の2)

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員について提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果(資格の有無)は、文書(電子メール)で本市から応募者(代表者)に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

ア 通知日 令和5年7月20日(木) 電子メール

イ 郵送日 令和5年7月20日(木) 発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に、「12. E S C O提案提出書類・作成要領」に従い、E S C O事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間

令和5年7月20日(木)から

令和5年7月31日(月)まで

イ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

ウ 提出書類

「12. E S C O提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに、提案辞退届(様式第7号)を1部、事務局に持参又は郵送(配達証明付き内容証明郵便)で提出すること。

(7) 失格

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ 本募集要項に違反すると認められる場合

10. 配布資料

(1) 配布資料の内容

応募者に配布する資料は次のとおりとする。

ア 既設道路灯・公園灯の概要

イ 既設道路灯・公園灯の維持管理費等（電気料、修繕費等）の令和4年度実績額及び内訳

ウ 既設道路灯・公園灯の管理データ（受電電柱、電力会社お客様番号、ワット数等）

(2) 配布要領

ア 配布方法

参加申込書及び資格確認に必要な書類を提出した応募者に無償で配布する。

イ 配布期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月20日（木）まで

ウ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

エ 配布場所

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部道路課

11. E S C O提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づきE S C O提案書を作成する。

- (1) ギャランティード・セイピングス（自己資金型）契約を実施できること。なお、ここでいうギャランティード・セイピングス契約とは、省エネルギー改修に係る初期投資を本市が行い、本市は実現する電気料金等の削減分を投資回収の原資とし、一部をE S C Oサービスに対する報酬としてE S C O事業者に支払う契約のことを指す。
- (2) 本市の初期投資によりE S C O設備への改修を行い、毎年のE S C Oサービス料が本市の希望する金額以下であること。
- (3) 現地調査・施工・電力申請が令和6年3月15日までにすべて完了できること。
- (4) E S C O契約のとおり電気料金等の削減ができない場合は、その分を補償できること。
- (5) 本市が定めた灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (6) L E D灯具以外にE S C Oサービスを実施するうえで必要なE S C O設備についても対応すること。
- (7) 本市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (8) 本市内経済への貢献度については、手法等について具体的に示すこと。
- (9) E S C O設備維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理に係る経費は原則として事業者負担とする。
- (10) その他、この要領に定めることのほか、E S C O提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (11) 「8. E S C O事業全体スケジュール（予定）」で示した工事期間内に工事が完了しな

い場合、LED工事が完了するまで電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、工事施工業者への安全確保の見地から、本市と協議を行うものとする。

12. ESCO提案提出書類・作成要領

(1) ESCO事業提案時の提出書類

次の提出書類に、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正1部、副6部）提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第8号）
- ② 提案総括表（様式第9号の1から第9号の3）
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号）
- ④ ESCO設備管理用地図データに関する提案書（様式第11号）
- ⑤ 使用機器提案書（様式第12号）
- ⑥ 事業資金計画書（様式第13号の1から第13号の2）
- ⑦ 維持管理等提案書（様式第14号の1から第14号の2）
- ⑧ 業務工程計画書（様式第15号）
- ⑨ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書（様式第16号）
- ⑩ 計測・検証計画書（様式第17号）
- ⑪ 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第18号）
- ⑫ 契約終了後の対応（様式第19号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントは「MS明朝体」12ポイントで統一すること。

(イ) 提案書提出届（様式第8号）により、提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(ウ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO2排出係数
電気	9.76 (MJ/kwh)	0.484 (kg-CO2・単位)

(エ) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

イ 個別事項

(ア) 提案書提出届（様式第8号）

(イ) 提案総括表（様式第9号の1から第9号の3）

- a 提案の概要（様式第9号の1）
提案の全体像が分かるよう概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A4版3枚以内とし、図表の記載も可とする。）
- b 改修提案項目一覧表（様式第9号の2）
省エネルギー実施項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。
- c 契約内容提案書（様式第9号の3）
ESCOサービス期間における事業収支を記載すること。
- (ウ) 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号）
既設道路等・公園灯の設置位置や引込方法等の調査方法等、電力契約の調査・照合方法等について記載すること。（A4版3枚以内とし、図表の記載も可とする。）
- (エ) ESCO 設備管理用地図データに関する提案書（様式第11号）
管理システムの仕様、管理するデータ内容及び地図データの様式等管理項目、及びデータ更新、提出の頻度について記載すること。（A4版4枚以内とし、図表の記載も可とする。）
- (オ) 使用機器提案書（様式第12号）
使用するLED灯の機器性能（配光曲線と上方光束比を含むこと）、提案する使用機器による電気料金削減効果及び維持管理費削減効果、本市の利益を考慮した機器選定に関する工夫について記載すること。（A4版5枚以内とし、図表の記載も可とする。）
- (カ) 事業資金計画書（様式第13号の1から第13号の2）
 - a 事業収支計画書（様式第13号の1）
契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（A3版横書きで作成すること。）
 - b 工事予算等経費計画書（様式第13号の2）
初期投資に係る費用を記載のうえ、内訳を添付すること。
- (キ) 維持管理等提案書（様式第14号の1から第14号の2）
 - a 維持管理等提案書（様式第14号の1）
 - ・維持管理計画書
ESCO設備の維持管理業務に関する計画内容について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上や保証の面で、工夫している点、加入する賠償保険の内容等について記載すること。加えて、ESCO設備の修繕に関する月次実績報告書式の案を添付すること。（A4版5枚以内とし、図表の記載も可とする。）
 - ・維持管理費見積書
毎年かかる経費を記載し、その算出根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。
 - b 維持管理等提案書（様式第14号の2）
 - ・緊急時対応計画書
事故発生時や災害発生時を含む緊急時の対応について、体制や方法等を具体的に記載

すること。

- ・通常時対応計画書

日常の不具合等への対応について、体制や方法等を具体的に記載すること。(A 4 版 3 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

- (ク) 業務工程計画書 (様式第 1 5 号)

調査、施工及び電力申請の工程計画、また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること。(A 4 版 3 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

- (ケ) 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書 (様式第 1 6 号)

工事施工に関する、施工体制、電気料金契約の更新体制、既設道路灯・公園灯撤去後の処理方法及び本市に対する報告書式案、また、その他安全管理、工程管理、品質管理等において特に重要と判断する事項や本市の利益創出に繋がる提案があれば記載すること。(A 4 版 5 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

- (コ) 計測・検証計画書 (様式第 1 7 号)

- ・エネルギー削減効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・検証方法を示すこと。

- ・計測・検証費用見積

毎年かかる経費を記載し、その算出根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

- ・その他

計測・検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。(A 4 版 2 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

- (サ) 市内工事業者の活用に関する提案書 (様式第 1 8 号)

本業務における市内工事業者の積極的な活用について、具体的に記載すること。(A 4 版 3 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

- (シ) 契約終了後の対応 (様式第 1 9 号)

E S C O 設備の引渡し及び E S C O 契約期間終了後の対応、E S C O 設備の取扱いについて記載すること。(A 4 版 2 枚以内とし、図表の記載も可とする。)

1 3. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定める委員会が、事業資金計画、使用機器及び E S C O 設備管理用地図データ、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者、優秀提案 1 者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

ア 本市の計画通り事業実行が可能であることが具体的に確認できること。

イ E S C O サービス料総額 (本市の支出) が少ないこと。

- ウ 市内工事業者を活用する等、本市地域経済への寄与に貢献できる提案であること。
- エ 計画通り実行できない場合の電気料金等削減保証が確実なこと。
- オ E S C O サービス料の内訳が明瞭かつ妥当であること。
- カ 既設道路灯・公園灯の現地調査の精度を高めることについて、工夫又は独自の提案があること。
- キ 本市が管理している既設道路灯・公園灯に対し、本市の管理情報、電力会社の契約情報、事業者による現地調査にて十分に確認を行い、不整合を最小限とする提案があること及びその提案内容。
- ク 本市特有の地域特性を考慮していること。
- ケ L E D 化工事期間中の道路・公園の安全確保対策及び道路通行者や公園利用者への配慮がなされていること。
- コ 現地調査や L E D 化工事期間中において、老朽化により危険性のある専用柱、電柱共架アーム等の対応について提案があること及びその提案内容。
- サ 周辺住民・道路通行者・公園利用者・災害時の避難者に対し、道路・公園として必要な照度とその分布を維持しながら、できるだけ眩しさの軽減対策を講じた提案であること及びその提案内容。
- シ 適切な夜間照度を確保することを目指し、設置場所の地域特性に応じた灯具選定ができる提案であること及びその提案内容。
- ス 景観や近隣の住環境等に配慮すべき場所において、灯具の形状や、光色・照度・上方光束比等の仕様に関し、過剰照明による農作物への影響や設置場所の周辺環境への影響を考慮した提案があること及びその提案内容。
- セ 灯具が設置実績のある国内メーカーの製品であること。
- ソ 維持管理やデータ管理等において、具体的な提案があること及びその提案内容。
- タ 廃棄物の処理・リサイクル計画が具体的かつ十分であること。
- チ E S C O 契約期間終了後の対応について、提案があること及びその提案内容。
- ツ 個人情報の管理体制が準備されており、個人情報保護に配慮されていること。
- テ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。
- ト 調査・施工・電力申請が期限内に完了できるよう、業務工程が管理されていること。
※ E S C O 契約締結のための詳細協議時には、令和 4 年度の修繕費用と電気料金単価を参考にベースラインを設定する。

(2) 審査の流れ

- E S C O 提案の審査にあたっては、次の要領で行う。
- ア 提案者が 5 者以上あり、受託候補者の特定に著しい支障があると認められる場合は、委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則として当該評価結果の上位 5 者がプレゼンテーション等による審査・評価を受けることができるものとする。
- イ プレゼンテーションの出席者は 1 者につき 6 名以内とする。
- ウ 応募者は提案書をもとに 25 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その

後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。

エ プレゼンテーションは、令和5年8月中旬に開催予定とする。なお、会場は小松市公会堂会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

オ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

カ 審査の結果、審査委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、最優秀提案者とし、E S C O契約締結に向けて受託候補者とする。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各審査委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

キ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。その際は、プレゼンテーション資料を実施日までに記録媒体（U S Bメモリー、C D - R O M等）で提出すること。なお、提出する記録媒体についてはウイルスチェックを確実に行うこと。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話や電子メール等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、本市ホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ 本募集要項に違反すると認められる場合

(5) 情報公開

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく開示請求があった場合は、原則開示の対象となる。ただし、提案者が業務を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載する。

1 4. 契約に関する事項

(1) 契約の時期（予定）

令和5年9月上旬

(2) 契約の概要

本募集要項、維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払い方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(3) 支払いの概要

- ・初期投資費 令和6年4月末 一括払い
ただし、40%の前払金あり
- ・維持管理費 令和6年4月から令和16年3月まで 月額払い

15. 工事の仕様

- (1) 契約締結後、施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) 工事を行うにあたっては、市内事業者を優先的に採用すること。
- (3) 取外した灯具の取扱いについては、本市が指定した場合はそれに従うこと。
- (4) 工事に係る契約不適合については、契約に基づき E S C O事業者の責任とする。
- (5) L E D化工事は、原則引込口配線（外線）での接続による施工方法とすること。

16. 工事の計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設道路灯・公園灯で故障が発生した場所
- イ その他本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する E S C O設備については、本市の指定する方法・仕様等、及び工事計画を遵守すること。

17. 灯具の仕様

(1) L E D灯の性能等

- ア 国内用に製造された国内メーカー製とし、海外メーカーの O E M製品の使用は認めない。
- イ 専用に設計された L E Dモジュールを使用したもので、堅牢で防水性、耐候性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的、電氣的にその機能を継続的に保持できるものとする。なお、L E Dモジュール用制御装置を器具内に収納できる、または別置きでポール内に収納できる構造とする。
- ウ 道路照明灯は、「道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月（社）日本道路協

会)」「L E D道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)国土交通省」「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年度版)(一社)建設電気技術協会」「電気通信施設設計要領・同解説(平成29年度版)(一社)建設電気技術協会」の基準をそれぞれ満足するものとし、日本産業規格(J I S)をはじめとする各種性能にかかる基準を満足していることが証明できる書類を提出すること。

- エ L E D灯具は、直線型ポール、曲線型ポールのどちらにも取り付け可能なものとし(直線型ポール取付用、曲線型ポール取付用の2タイプでもよい)、灯具色は「シルバー」「ブラウン」を標準色として照明柱の配色に近い色を採用するものとするが、それにより難しい場合は本市と協議の上決定することとする。
- オ 入力電圧は、100から200V(±6%)に対応できること。
- カ 動作保証温度は、-10℃から35℃を満たすこと。
- キ L E Dモジュール及び反射板、レンズなどが収納されている箇所の防塵・防水仕様はI P 4 4以上の保護等級の基準を満たしていること。
- ク 道路照明灯は風速60m/sに耐えうる構造とすること。
- ケ L E D灯具の定格寿命は60,000時間(光束維持率80%未満になった時)以上とし、安全な使用が可能であること。

(2) デザイン灯等の性能等

専用に設計されたデザイン灯等においては、汎用品への代替が可能か検討し、汎用品への変更を行うものとする。ただし、汎用品への変更ができない場合は、本市と協議をして、器具を製作するか、既設灯具を利用し、L E D電球に交換するものとする。L E D電球の性能等については、定格寿命40,000時間以上(光束維持率70%)とする。

(3) その他

- ア 電柱、専用柱などに設置されている既設道路灯・公園灯と置き換えて設置できること。
- イ 製品の製造業者は、I S O 9 0 0 1 認証を取得していること。
- ウ 製品に、形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- エ 製品に使用されているL E Dチップは、製造業者を明確にできること。
- オ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- カ 周辺住民や道路・公園利用者に対し、道路及び公園として必要な照度とその分布を維持しながら、できるだけ眩しさの軽減対策を講じること。
- キ L E D灯具は、既設設備の仕様や個別の設置場所の状況を考慮するとともに、屋外照明基準(J I S Z 9 1 2 6 : 2 0 2 1)を参照して、照度、グレア、演色、光色及び障害光対策(上方光束比を含む)等の仕様を決定すること。
- ク 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、L E D灯具の仕様について別途検討し、本市と協議の上決定すること。
- ケ 防塵・防水性能は、I P 2 3以上の保護等級の基準を満たすこと。
- コ 既設道路灯・公園灯に遮光機能が備わっている箇所は、同等の機能を有すること。ただし、詳細については本市と協議の上決定すること。

- サ LED モジュール制御装置が器具内若しくはポール内に収納できる構造であること。
- シ 調査の結果、老朽化等により既設ポールの安全性が確保できない場合、代替提案を行うこと。

(4) トンネル灯、隧道灯の扱い

調査事業の際、トンネル灯や隧道灯が判明した場合、本市へ報告し対応について協議すること。

18. ESCO設備管理用地図データの仕様

(1) データ作成

ア 作成するデータは、以下の(ア)から(キ)の項目を含むこと。

(ア) 基本情報・・・管理番号、設置日、設置方法、灯種(L E D灯・デザイン灯等、灯具種類、電柱番号、契約電力、所在地、写真)

(イ) 灯具詳細・・・L E D化事業対象、メーカー、型式、周辺目印、灯具状態(傾き、損傷、変形、錆等)、取付位置(高さ)、取付先判定及び判定理由

(ウ) 設置状態・・・灯柱種類、灯柱所有者、共架時の使用同意

(エ) 引込柱・・・請求先番号、顧客番号、契約名義、契約住所、契約形態、契約電力(容量・数量)

(オ) 敷地・・・敷地区分、民地、公有地(市道・公園等)

(カ) 履歴情報・・・登録日、登録者、更新日、更新者、タイトル、内容

(キ) 調査情報・・・調査日、調査団体名、その他調査内容

※その他管理項目を追加する場合、詳細については別途協議すること。

イ 作成するデータは、本業務の対象となる道路灯・公園灯すべてについて網羅することとし、管理終了後における権利は小松市に帰属する。

ウ 作成するデータの形式は、道路・公園GISへの登録を前提とした汎用性の高いGISデータ形式である「Shape(シェープ)形式」とすること。

エ 作成したデータは、道路維持管理システム及び公園GISに登録した際、ESCO設備の設置箇所を確認可能なものとする。

オ 灯具設置状況や灯具の状況が確認可能な写真データを作成すること。

(2) データ更新

ESCO契約期間中において、異動情報を反映させた最新の更新データを納品すること。(更新データの納品は年1回とする。)

別紙 1 (既設照明灯の光源及び灯数)

道路灯	水銀灯	ナトリウム灯	蛍光灯	LED灯	小計
～20W	0	0	0	1	1
20W～40W	0	0	0	9	9
40W～60W	0	0	0	39	39
60W～80W	0	0	0	32	32
80W～100W	44	12	0	71	127
100W～150W	27	15	0	15	57
150W～200W	151	118	0	2	271
200W～250W	43	47	0	0	90
250W～300W	192	1	0	0	193
300W～350W	0	0	0	0	0
350W～400W	137	0	0	0	137
400W～450W	0	0	0	0	0
450W～500W	0	0	0	0	0
合計	594	193	0	169	956

公園灯	水銀灯	ナトリウム灯	蛍光灯	LED灯	小計
～20W	0	0	27	0	27
20W～40W	41	0	30	0	71
40W～60W	4	0	0	0	4
60W～80W	0	4	0	0	4
80W～100W	27	0	0	19	46
100W～150W	33	4	0	0	37
150W～200W	131	0	0	8	139
200W～250W	122	3	0	11	136
250W～300W	50	0	0	0	50
300W～350W	0	2	0	0	2
350W～400W	28	0	0	5	33
400W～450W	0	0	0	0	0
450W～500W	0	0	0	0	0
合計	436	13	57	43	549